会報えひめ

第139号

▲宇和島市　岡原文彰市長と

▲八幡浜市　大城一郎市長と

◀70周年記念会標

愛媛県土地家屋調査士会

土地家屋調査士倫理綱領

1．使　　命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2．公　　正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3．研　　鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

HOME
—ON—
法務

会報えひめ 139号 目次

□制度制定70周年を迎えてのご挨拶

愛媛県土地家屋調査士会	会長	山本明宏	2
松山地方法務局	局長	佐竹昭彦	4
愛媛弁護士会	会長	森本明宏	6
愛媛県司法書士会	会長	光田　正	8
愛媛県行政書士会	会長	山本大樹	9
日本土地家屋調査士会連合会	名誉会長	岡田潤一郎	10
日本土地家屋調査士会連合会	理事	徳永　哲	12
愛媛県土地家屋調査士政治連盟	会長	松本義男	16

□各部・センター便り

総務部	総務部長	河本浩志	18
財務部	財務部長	中川清貴	19
業務部	業務部長	竹内　匡	20
研修部	研修部長	石川武将	21
広報部	広報部長	栗山純造	24
社会事業部	社会事業部長	藤永　守	26
境界問題相談センター愛媛	センター長	徳永　哲	28

□支部便り

松山支部	松山支部長	小島裕介	30
西条支部	西条支部長	合田俊行	31
四国中央支部	四国中央支部長	大西洋輝	32
今治支部	今治支部長	矢内原　元	33
大洲支部	大洲支部長	浜田佳紀	34
宇和島支部	宇和島支部長	渡邉幸治	36

□会員コーナー Voice

70周年記念ホームページリニューアルについて		原田健太郎	37

□会員事務所訪問

鶴田貴大会員事務所訪問	編集員	井上　稔	38
福井　享会員事務所訪問	編集員	栗山純造	39
土屋泰範会員事務所訪問	編集員	栗山純造	40
伊藤　聡会員事務所訪問	編集員	神野峰好	41
大尾倫広会員事務所訪問	編集員	蝶野公治	42

□愛媛県土地家屋調査士会　会の変遷 …… 43

□事務局便り　会員の異動 …… 事務局 46

□編集後記 …… 編集委員 会報編集委員 47

制度制定70周年を迎えてのご挨拶

制度制定７０周年を迎えて
～感謝とさらなる飛躍を目指して～

愛媛県土地家屋調査士会　会長　　**山　本　明　宏**

昨年（令和２年）の７月31日をもちまして、土地家屋調査士制度は70周年を迎えました。これまでの間、土地家屋調査士制度の発展のためご尽力下さいました諸先輩方、そしてご指導ご鞭撻下さいました関係者並びに関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

さて、土地家屋調査士制度は昭和25年に制定され、さまざま変遷を経て現在に至っています。特に、記憶に新しいのは、令和元年６月12日土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布され、令和２年８月１日に施行されました。この改正により第１条が、目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」となりました。この改正により土地家屋調査士ひとりひとりは、改めて「土地境界（筆界）の専門家」と言うことを自覚し、一般の登記業務はもとより、不動産取引や不動産管理のための境界確定業務等を行う際にも、常に境界紛争の予防と災害時の境界復元を意識した対応をする必要があります。ひいては、それが市民の皆様が安心安全に暮らせる街づくりの一助となり、土地家屋調査士に求められている専門性だと考えます。

ここで制度制定70周年を迎え、近年の愛媛会の活動を３点振り返ってみます。

１点目は、表題部所有者不明土地問題と空き家問題についてです。表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づき、法務局の委託により、表題部所有者不明土地解消作業の所有者等探索委員を推薦し、現在松山市や宇和島市において作業を実施しているところでございます。また、空き家問題については、松山市と愛媛会を含む松山市特定空家等協議会の９団体とで「空き家対策推進に向けた連携と協働に関する協定」を締結するなどしており、今後とも行政と協働して市民の皆様のお役に立ちたいと思います。

２点目は、災害発生時の対応についてです。近年自然災害が多く発生していますが、愛媛会では、平成23年３月11日に発生した東日本大震災を契機に、愛媛県下20市町と「災害時における家屋被認定調査に関する協定」を締結しており、平成30年西日本豪雨災害の際には、宇和島市の要請により県不動産鑑定士協会と連携して罹災証明発行のための現地調査を実施しました。また、愛媛県の要請により、宇和島市吉田町地区の災害復旧工事を早期に施工するためのプロジェクトチームに出席し意見を述べさせていただきました。

３点目は、社会貢献活動と教育会等へのアプローチについてです。社会貢献活動について、平成18年９月、愛媛会では愛媛弁護士会と協働で「境界問題相談センター愛媛」を設立し運営しております。このセンターは、境界の専門家である土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士との協働による民間の紛争解決機関で、「日本で一番温かいADR機関」を目指して紛争を抱えて困っている人々の心の霧が少しでも晴れるよう活動しています。教育界へのアプローチについては、県内の農業高校で出前授業を実施したり、専門学校のイベントに

て測量体験等を実施したりして未来の調査士発掘のためアプローチしました。

ところで、愛媛会では、これまで昭和62 年度実施「鷹子地区地図作成作業」の経験をもとに地積測量図の作成を指導をしてきましたが、次の10年を見据え会員の皆様にお願いがございます。土地家屋調査士の使命を鑑み、地積測量図や不動産取引及び不動産管理の際に作成する図面は、①境界全点に境界標識を設置する、②境界標識の亡失に備え準拠点２点以上を設置する、③世界測地系座標により作成する、④隣地との境界確認書を締結し、境界紛争の予防と現地復元性を考慮するようご協力願います。それが市民の皆様の安心安全な取引に寄与することとなり、土地家屋調査士の制度と地位の向上につながると考えます。

終わりになりますが、会員の皆さまには今後土地家屋調査士制度が80年、90年そしてその先の制度制定100周年を飛躍的に迎えることが出来ますよう、引き続き宜しくお願いいたします。

制度制定70周年を迎えてのご挨拶

土地家屋調査士制度制定 70周年を迎えての御挨拶

松山地方法務局長　佐　竹　昭　彦

「会報えひめ」土地家屋調査士制度制定７０周年記念号が発刊されるに当たり，一言お祝い申し上げます。

愛媛県土地家屋調査士会の会員の皆様には，平素から，当局の所掌事務，取り分け，登記制度の適正･円滑な運営に深い御理解と温かい御支援，御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

土地家屋調査士制度は，昭和25年，土地及び家屋に関する台帳事務が税務署から法務局に移管された際に，それらの業務を専門的に担う資格者の制度として設けられましたが，昨年で70年が経過しました。今日まで，不動産の経済取引において欠くことのできない制度として，国民の社会経済活動に深く定着し，充実・発展してきており，これは，ひとえに会員の皆様が社会的使命と職責を十分に認識され，国民の期待に真摯に応えていただいている賜物といえます。

現在，法務局では，登記所備付地図の整備を始めとして，筆界特定制度や近時社会的問題となっています，いわゆる「所有者不明土地問題」等に係る重要施策に積極的に取り組んでいるところですが，これらの取組には豊富な専門的知識と技能を有する土地家屋調査士の皆様の御協力が不可欠であります。

登記所備付地図の整備につきましては，当局では昭和６２年から実施しているところですが，これまでに実施してきた総面積は実に8.47平方キロメートルに及んでいます。この地図整備は，国民の財産の保護・明確化のため，最重要課題の一つであり，経済の活性化やインフラの整備といった観点のみならず，自然災害への整備といった観点からも，その重要性はますます高まってきており，積極的かつ強力に推進していく必要があると考えておりますので，今後とも御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

また，筆界特定制度については，制度発足から15年を迎え，会員の皆様には，筆界調査委員又は申請代理人として筆界紛争の解決に御尽力いただいているところです。現在まで，数多くの申請がされており，国民に広く認識され定着した制度となっているものと実感しております。今後は，地籍調査事業においても活用できることとなったことから，制度の需要がますます拡大するものと考えておりますので，引き続き御協力をお願いいたします。

さらに，「所有者不明土地問題」の解消策の一つとして「表題部所有者不明土地解消作業」に取り組んでいるところですが，当局では，愛媛県及び県内市町から当該作業の実施希望があった地域の中から，防災対策等の必要性を考慮し，令和元年度分として松山市（門田町・由良町）及び宇和島市（吉田町河内）から163筆を，本年度分として大洲市平野町野田，西条市楠，宇和島市（吉田町河内・蛤）から163筆を選定して，順次現地調査等を行っているところです。

この作業は，所有者が不明である土地の権利関係の明確化とその適正な利用を促進するために実施するものであり，表示に関する登記や筆界の専門家である皆様の知識及び経験が不可欠となりますので，引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

以上，現在当局が取り組んでいる重要施策のうち，皆様の御協力をいただいている取組に

ついて御紹介いたしましたが，このように土地家屋調査士の皆様の活躍される場面は昔と比べ一段と増えてきており，会員の皆様が，更に活躍されることを期待しております。
最後に，土地家屋調査士制度の一層の充実，そして愛媛県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝，御多幸を心から祈念いたしまして，お祝いの挨拶とさせていただきます。

制度制定70周年を迎えてのご挨拶

制度制定70周年を迎えてのご挨拶

愛媛弁護士会　会長　　森　本　明　宏

愛媛県土地家屋調査士会の会員の皆様には，日頃より愛媛弁護士会の活動にご理解とご協力を賜り，厚く御礼を申し上げます。

土地家屋調査士法が制定され，土地家屋調査士制度が令和２年７月に７０周年を迎えるにあたり発刊される運びとなりました「会報えひめ」記念号において，このようなご挨拶の場を頂戴し，光栄に存じます。

さて，土地家屋調査士会の会員の皆様は，国民の大切な財産である不動産に関する権利の明確化のため，不動産の表示に関する登記や土地の筆界を明確にする業務の専門職として，非常に重要な職責，使命を担われております。また，空き家問題や所有者不明土地問題など新しい問題についても，今後，皆様が専門職として果たされる役割がこれまで以上に求められるものと存じます。職務内容，職責は異なれど，同じ士業団体に身を置く者として，深く敬意を表します。

貴会と当会との関わりで申しますと，ご案内のとおり，境界問題の専門家である土地家屋調査士と我々弁護士との協働による民間紛争解決機関である「境界問題相談センター愛媛」における関わりが挙げられます。同センターは，平成２０年１月には，法務大臣より裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく認証を受け，現在に至るまで着実に実績を積まれているものと伺っております。

さらに，令和元年１２月には，愛媛県内の災害時における各士業団体相互間における協力に関する覚書が締結されるに至り，貴会と当会との連携はますます強固なものとなっております。

このような貴会と当会の連携強化は，紛争や災害の中に身を置かざるを得なくなった方にとっては非常に心強いものではないかと思います。紛争解決や被災者支援に関わる専門職として，より一層の連携強化が望まれると考えます。

実際に，先に述べました境界問題相談センター愛媛の運営委員が中心となり，年１回，土地家屋調査士と弁護士による他士業交流会，勉強会が行われており，私も参加をさせていただいております。昨年の交流会，勉強会においては，具体的な仮想事案を題材として，土地家屋調査士と弁護士のそれぞれの立場から，解決方法に関する意見交換や質疑応答などが活発に行われました。このような勉強会に出席をしておりますと，年々，会員個人間の親睦も深まり，相互の連携は士業団体相互間のみならず，会員個人間にも広がりつつあるものと実感をしております。

このような大きな流れを築くにあたって，貴会の歴代会長や現在の山本明宏会長が強いリーダーシップを発揮されたことは言うまでもありません。

話は逸れますが，山本明宏会長と私は氏名が一文字違いでして，その違いも「山」と「森」であり何となく似通っており，ただそれだけで勝手に親近感を覚えています。

最後になりますが，土地家屋調査士制度７０周年をお迎えになった貴会及び会員の皆様，事務局職員の皆様の今後益々のご発展とご健勝，ご多幸を祈念いたしまして，私のご挨拶とさせていただきます。今後とも宜しくお願い申し上げます。

以上

制度制定70周年を迎えてのご挨拶

制度制定70周年 おめでとうございます

愛媛県司法書士会　会長　**光　田　　正**

謹んで土地家屋調査士制度70周年のお慶びを申し上げます。土地家屋調査士は、不動産の表示登記及び土地の筆界に関する業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資するという使命を持たれ、不動産の権利登記に携わる私たち司法書士とは密接不可分な職能であります。そのため両方の資格をもって両会に所属する会員も珍しくありません。特に愛媛県においては、両会で一つの会館を建設し、合同会館として市民のみなさまに不動産登記に係わる専門的サービスを提供できていることは、この上なく素晴らしいことだと感じています。昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大については愛媛県も例外ではなく、コロナ感染の可能性は私たちの業界にも遂に身近なものとなってきました。そこで、両会会員のみなさんが安心して合同会館をご利用いただくこと、感染により両会の事務局運営に支障がでないようにすることを目的に、合同会館管理運営合同委員会名で両会会員に対し、新型コロナに感染の疑い等があった場合に、会員から所属会への連絡をお願いし、両会で情報を共有する体制をとることといたしました。なにとぞご理解をいただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、昨年発足した菅内閣において河野行政改革大臣が力を入れた脱ハンコの流れは、その後行政手続の99%の押印（認印）を廃止することとなったとの報道は記憶に新しいところです。秋口からのマスコミ報道を見ていると、認印だけでなく実印制度まで廃止してしまうのかと心配していましたが、幸い（当然ながら）不動産登記の申請、商業法人登記の申請は印鑑廃止の流れから除かれました。また、規制改革推進の流れの中からオンライン化、デジタル化の要請として、書面、押印、対面手続きなどに代わる代替方法が金融業界や不動産業界で一部実現したり、検討されてきています。

私たち司法書士は、押印や面談、書面の作成が法的に必要とされている業務を日々扱っており、本人確認や意思確認の場面でその重要性を認識しています。行政手続のオンライン化やデジタル社会の実現が必要であること、国民の利便性の向上のためには簡易さ、迅速さ、低廉さという指標が大切なことは理解しますが、司法書士の職責は不動産登記等の手続の真実性や信頼性が十分に確保され、瑕疵のない登記手続をすることだと考えています。そのためには押印や面談、書面作成がなぜ必要とされるのかという判断基準をおろそかにしていないか、代替手段として適切か、慎重に判断すべきであると考えます。

私たち司法書士制度も令和４年８月３日に制度150周年を迎えることになります。

終わりに、愛媛県土地家屋調査士会様のますますの発展と会員みなさまのご活躍ご健勝を祈念し、並びに両会の連携、協力体制が今後も変わらず続きより強固なものとなることをお願い申し上げ、70周年のお祝いのご挨拶といたします。

制度制定70周年を迎えてのご挨拶

愛媛県行政書士会　会長　　**山　本　大　樹**

この度、土地家屋調査士制度が制定70周年を迎えられるにあたり、心より御祝い申し上げます。

さて、土地家屋調査士法が施行された昭和25年の出来事を調べてみますと、「千円札の発行（肖像は聖徳太子）」、「第１回さっぽろ雪まつり」、「プロ野球で初の日本選手権（日本シリーズ）」、「ＮＨＫがテレビの定期実験放送を開始」、「女性の平均寿命が初めて60歳を超えた（現在は87.45歳）」、「夏の甲子園で松山東が優勝」と言ったことがあったようです。

終戦から５年、まだＧＨＱの占領下にあったこの時代に土地家屋調査士制度が制定されたことを考えると、本当に長きに渡って私達の大切な財産である不動産に関する権利を支えていただいているのだなと感服いたします。

私も前職では土木技術者として、道路や港湾工事の測量に従事していましたが、猛暑の夏に機械を担いで山の中に入っていったことや、寒風吹きさす中震えながら港湾測量をしたことが思い出されます。その当時から測量という作業は本当に緻密でミリ単位の精度が要求される大変な作業だと感じておりました。

ましてや、国民の大切な財産である不動産を測り、表示登記を行う皆様のお仕事は、本当に一時も気の抜けない緊張感の中での作業が求められる大変厳しいお仕事だと思います。当時はまだ現在のような高性能な測量機器も無い時代だったかと思いますが、そのような中で先人達がご苦労されながら築き上げてきた「土地家屋調査士」制度を、愛媛県土地家屋調査士会の皆様の手で、より良い制度へと発展させて行かれることを期待しております。

私達行政書士も約半年遅れとなりますが、今年の２月に同じく制度制定70周年を迎えます。土地家屋調査士と行政書士はその業務上、協力し合って一つの依頼を仕上げることも多くあります、私達行政書士も土地家屋調査士制度の発展をお手本として、お互いの制度が協力しながら国民の皆様の付託に応えられるよう、これからも日々研鑽に励み努力して参る所存です。これからもご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

末筆になりますが、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として、今後益々活躍の場を広げていただき、「国民生活の安定と向上に資する」重要な使命を果たしていただくことを切に期待し、土地家屋調査士制度と愛媛県土地家屋調査士会の益々のご発展、そして会員の皆様のご健勝ご多幸を心より祈念申し上げまして、土地家屋調査士制度制定70周年にあたっての御祝いの言葉とさせていただきます。

制度制定70周年を迎えてのご挨拶

制度制定 70 周年を迎えてのご挨拶

～ 30 年後の笑顔のために～

日本土地家屋調査士会連合会　名誉会長　　**岡　田　潤一郎**

令和２年８月、改正土地家屋調査士法が施行されたところですが、その柱のひとつとして、土地家屋調査士法第１条が（目的）から（使命）として置き換えられました。当時、私が日本土地家屋調査士会連合会会長としてこだわり続けたのが「土地家屋調査士法の定めるところにより」という表現を導入しないことと「筆界を明らかにする業務の専門家」という具体的内容を盛り込むことでした。無論それは平坦な道のりではありませんでしたが、多くの方々のご理解とご協力により、第１条（使命）「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」という使命規定が誕生したところです。しかし、このことをもって直ちに私たち土地家屋調査士の業務範囲が拡大するわけではありません。あくまでも、広く社会から「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として」の使命を受け、その責務は従来以上に重くなったと理解し、業務を遂行することにより、土地家屋調査士に対する社会からのニーズが拡大していくものと考えます。

そして、「筆界を明らかにする業務の専門家として資質向上」を目指し、「専門家倫理を涵養させ」、「業務レベル向上のための研修を充実させる」等々、社会から信頼され必要とされ続ける専門資格者として、私たちは常に進化し、また深化を続けねばなりません。そのためにも、次なる土地家屋調査士法改正に向けた議論と準備を今から重ねるべきだと考えます。

この土地家屋調査士法第１条（使命）に命を吹き込むのは、日本土地家屋調査士会連合会でも各土地家屋調査士会でもなく、一人一人の土地家屋調査士であることは、異論の無いところだと考えます。また、これを足がかりに、「社会のニーズに応えた実績」をさらに積み重ねていくことが、わたしたちの業務環境を良くするためには、不可欠だと考えています。

法改正への対応について、多くの方々から厳しいご意見もいただきました。私は、それらの言葉に耳を傾けつつも、評価は後世の人々がしてくれると信じ、先輩方から受け継いできた「筆」という文字にこだわりを持ち続け、国民に寄り添う資格者であることを念頭に対峙してきた自負があります。

私個人としては、後世の土地家屋調査士が、どのような評価を下していたとしても、私の命が尽きるとき、今回の土地家屋調査士法改正に携わってもらった全ての方々の想いとともに、土地家屋調査士法を抱きて旅立たせてもらえれば、このうえない幸せを感じることになると確信しています。

私を含め、すべからく土地家屋調査士を名乗るみなさんには、今まで以上に物事を正確に理解し行動できるよう意識すること、つまりはリテラシーの向上に努めなければならないと思います。また、道なき道を切り拓いて土地家屋調査士制度を今日まで導いていただいた多くの先人達に対してリスペクトする心を忘れてはなりません。そして、この業界をさらに盛

り上げ、発展させていくためには、社会との関わりをさらに拡げ、深めていかなければならないはずです。「私たちが出来うる社会貢献」のあり方をさまざまな形で模索し、実行することが大切です。いうなれば、社会貢献こそは、「私たちの未来を明るくするための投資」であります。

最後に、この原稿を書いている今、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延・拡大し、社会の構造や人々の生活様式、価値観までもが一年前までとは大きく変わってしまいました。感染拡大が収束し、一日も早く以前のような日常が戻ってくることを願います。土地家屋調査士制度制定70周年を、私たち土地家屋調査士一人一人が表示に関する登記の専門家としての誇りを胸に、筆界を明らかにする業務の専門家として生き抜く覚悟を醸成し、社会生活の安定と向上を見据えた事業展開を多くの仲間で語り合うきっかけの年とし、30年後の100周年を社会生活を営むみなさんと共に笑顔で迎えるための端緒となるよう、心から祈念申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

日本土地家屋調査士会連合会報告

日本土地家屋調査士会連合会　理事　　徳　永　　哲

令和元年に改正された土地家屋調査士法が、令和２年８月１日に施行されました。改正点は主に下記の３点です。
まず第１条に、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とすることが明文化されました。
次に第 42 条、第 43 条において、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分権者が、法務局又は地方法務局の長から法務大臣に変更され、一元的な指揮のもと、より適正・迅速な懲戒を執ることとなりました。
最後に第 39 条関連で土地家屋調査士法人の設立を社員一人でも可能となりました。
ここで本年、第１条の使命の明確化と第 42 条、第 43 条の懲戒手続の適正･合理化について、日本土地家屋調査士会連合会として下記の通り対応してまいりました。

○法制審議会民法・不動産登記法部会関連について

平成 31 年３月の第１回会議から始まり、現在、第 26 回会議を経ているところですが、民法の見直しとして、相隣関係、共有、相続財産等の管理、清算、遺産の分割、所有者不明土地管理命令等が審議されています。また不動産登記法等の見直しについては、所有権の登記名義人に係る相続の発生を不動産登記に反映させるための仕組み、所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所の情報の更新を図るための仕組み、登記所が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡情報や氏名又は名称及び住所の変更情報を取得するための仕組み、登記義務者の所在が知れない場合等における登記手続きの簡略化、土地所有権の国庫への帰属を認める制度の創設等について審議されています。

○筆界認定の在り方に関する検討について

筆界が明確であると認められる場合における筆界の認定において、筆界が明確であると認められるための要件について、筆界が明確であると認められる場合の筆界確認情報の提供等について検討しています。また、筆界が明確でない場合の筆界認定として、筆界確認情報の作成主体となり得る者が複数である場合における筆界確認情報の提供等について、隣接土地を共有登記名義人又は未登記相続人の一部の者が外部的に認識可能な状況で占有しているケース、隣接土地に占有者が存せず合理的な方法で探索をしてもなお隣接土地の共有登記名義人又は未登記相続人の一部の者の所在等が知れないケース、所在等が不明な共有登記名義人・未登記相続人についての取扱い、合理的な方法での探索を行ったといえる方法について検討しています。また、隣接土地の所有権の登記名義人、共有登記名義人又は未登記相続人の全部の者の所在等が不明である場合における筆界確認情報の提供等に

ついて、合理的な方法で探索をしてもなお隣接土地の所有権の登記名義人、共有登記名義人又は未登記相続人の全部の者の所在等が知れないケースで隣接土地に使用収益の権限を有することが登記記録上明らかな者が存するケース、そのケースで隣接土地の過去の所有権の登記名義人との間で筆界確認情報を作成している場合についても検討しています。

○地籍調査実施地区における筆界未定が予定されている筆界を地方公共団体が筆界特定申請を行うことについて

現に地籍調査事業が実施されている地区のみにおいて、筆界未定が予定されている筆界を地方公共団体が筆界特定申請をすることに加え、現に行われている地域のみならず、過去の筆界未定の筆界についても地方公共団体から申請ができるように、また地籍調査事業に限らず法１４条地図作成事業も含めた過去の地図作成事業における筆界未定についても地方公共団体による筆界特定申請ができるよう協議を重ねています。さらに、地籍調査事業等以外の事業、例えば道路用地買収等の公共事業等において筆界未定になり、公共事業が実施できないことが想定される場合においても、地方公共団体から筆界特定申請ができるように法務省と協議を重ねております。なお、地方公共団体より筆界特定申請がなされるときは、公嘱協会等が申請代理を受託することが予定されております。

○土地家屋調査士会会則（モデル）及び土地家屋調査士会綱紀委員会規則（モデル）の一部改正について

令和２年８月１日の土地家屋調査士法の一部改正に伴い、土地家屋調査士の懲戒処分に対する処分権者が法務局又は地方法務局の長から法務大臣となることから、懲戒処分においては、全国で統一的な取扱いをする必要があることに対応するためのものであります。土地家屋調査士会においては、綱紀事件数が必ずしも同一割合にあるものではなく、数年間にわたり綱紀事件に係る調査等の取扱いがない土地家屋調査士会もあり、また、この数年間に綱紀事件の取扱いがない土地家屋調査士会においては、綱紀事件処理が突然に開始されることとなった場合に、適切に調査、報告又は判断等をすることが難しくなることも想定されるため、当該土地家屋調査士会に対し、必要に応じて適切な調査及び判断ができる環境を整えることを目的として、外部有識者又は近隣の土地家屋調査士会から綱紀事件処理の経験豊富な会員を外部綱紀委員等として参画できるような体制を整えることを目的としています。また、併せて、綱紀事件に係る調査等の取扱いが多い土地家屋調査士会においては、一時期に複数件の事件を並行し、時間的猶予なく処理しなければならない場合があり、綱紀委員会開催における日程調整や、委員に係る旅費等の費用面などの負担が大きくなっているため、綱紀事件処理の迅速化と綱紀委員会の負担軽減を目的として、綱紀

委員会の組織内に部会を設け、少人数による調査及び審議ができるような体制を整えることとしています。

○戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）の一部改正について

令和元年12月12日一部改正の土地家屋調査士会会則モデルの一部改正により、各土地家屋調査士会において、土地家屋調査士法人の職印の取扱いの変更を伴う土地家屋調査士会会則の改正をいただき、土地家屋調査士法人が使用する戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用についても取扱が変更されたところです。今般、これに伴う職務上請求書取扱管理規程モデルを改正するのですが、調査士法人の職務上請求の購入、使用、管理についての改正に加え、職務上請求書の使用及び管理に問題があることが未だあることから、新たに研修の受講という項目を新設しました。内容は、職務上請求書の購入を希望する会員は、日本土地家屋調査士会連合会が定める土地家屋調査士研修制度基本要領第２条の２で定める研修を受講しなければならないとするものです。ここで、研修基本制度基本要領第２条の２で定める研修とは、今般理事会で新設された年次研修と新人研修を指しています。

○土地家屋調査士業務取扱要領について

これまでの調査・測量実施要領を廃止し、新たな要領として制定したものです。昨年８月の土地家屋調査士法の改正に伴い、懲戒処分権者が法務大臣となったことから、全国統一的な懲戒処分の手続になることに対し、間接的に順守義務の発生する要領を全国統一のものとする必要があることから、新たに制定したものです。本年３月には各会員に冊子を送付し、同年６月１日より運用開始となることとなっています。また土地家屋調査士業務取扱要領に位置づける各種マニュアル等の作成について次年度執り行っていくこととなっております。

○令和２年度新人研修の実施について

令和２年12月21日（月）～23日（水）にコロナ禍での開催となることから、やむを得ずWeb配信により開催しました。令和３年度の新人研修は、令和３年６月６日から８日までの３日間、これまで通りのつくば国際会議場で開催されます。なお、同新人研修は土地家屋調査士会の義務研修として位置づけられましたので、令和３年度新人研修からは義務研修となります。

○新設された年次研修について

その概要は、年次研修を連合会会則に定義付けし、少なくとも５年に一度は義務研修と

して受講しなければならないとしました。なお、受講者の欠席を認める場合の要件や、やむなく欠席した場合の対処方法なども規定化し、未受講会員に対する救済措置も準備しております。

○公共調達に関するパンフレットについて

入札参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（15）その他」における具体的事例に「登記関連業務」が追加されたことを受け、現在改訂版を近く送付する予定です。

○民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応について

ＡＤＲ認定土地家屋調査士が行う相談業務（土地家屋調査士法第３条第１項第８号）の強化に向けた方策について検討しています。また、所有者不明土地の財産管理人としてＡＤＲ認定土地家屋調査士を活用することについても検討しているところです。

制度制定70周年を迎えてのご挨拶

「　古　希　」

愛媛県土地家屋調査士政治連盟　会長　**松　本　義　男**

会員の皆様には日頃は、政治連盟の活動にご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。

昨年、中国・武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は世界的な蔓延を起こし、世界中で都市封鎖など前代未聞の混乱が生じました。一時期、日本の都市部でも人の移動制限があったり、また一部しか利用していなかったテレワークを国が推奨したり、コロナは世の中を変えてしまいました。コロナ禍の影響で社会、経済の歯車は崩れてしまい、色々な業界で不況が始まり大きな落ち込みを危惧しています。会員の皆様に於かれましても、日々、ご苦労をされているとご推察申し上げます。

さて、昭和25年7月31日に、土地家屋調査士法は成立し、制度は満70歳、古希を迎えました。まずは、70年間の長きにわたり、この制度の繁栄とこれを存続することができたのは、ひとえに諸先輩方の地道な業務の積み重ねによるものであります。また、松山地方法務局をはじめ行政関係機関の方々のご指導ご鞭撻、時としてバックアップを頂いた賜物と感謝申し上げます。

土地家屋調査士制度７０年という節目の年に合わせたように土地家屋調査士法の改正が行われました。

この改正においては、近年の土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、専門家としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改める等の懲戒手続きに関する規定の見直しを行うほか、一人社員の土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置が講じられています。

特に第１条の改正は、私たちの将来を大きく変化させるもので、改正前は、「この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確に寄与することを目的とする」という目的として定められていましたが、改正後は（使命）とし「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」とされました。単に法律を守り営利を追求する人格ではなく、自らの使命を自覚して社会から求められていることを理解し、その職責を果たし高い倫理観と使命感を持って業務を遂行する必要があると、この条項が改められました。我々の業務範囲が拡大されたわけではありませんが、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」という字句が追加されたことは、今後の土地家屋調査士の進むべき道を示しているように感じています。

また、「国民生活の安定と向上に資する」ことが私たちの使命として明記されたことも、業務を通じて社会に貢献してゆく姿が評価されたものであり、将来は国民から更に期待される職業となることを示唆しています。

国民が安心して土地家屋調査士へ業務を委託できるようにと、あってはなりませんが業務

に不正等があった時、国がしっかり指導、監督また必要に応じ懲戒する規定として第４２条が改正されました。

また、昨年の３月には、土地基本法の一部が改正されました。土地所有者の所有土地の利用や管理に関する規定が設けられ、その遂行に当たって、利用だけではなく応分な管理責任を負担してもらうという改正の主旨で、たとえば、土地境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならないと定められました。私たちが日常業務として行っている、土地の境界確認の重要性が社会に認知され、境界を確認するという行為が初めて法規に明文化されることになりました。さらに、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の全部の施行や、民法・不動産登記法の改正も順次予定されているとのことです。

これらの法改正は自然発生ではなく、日本土地家屋調査士会連合会と共に、全国土地家屋調査士政治連盟及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会が連携し、法務省など関係機関への折衝につき、土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の国会議員の方々にご尽力を賜り、粘り強い折衝が実を結び、法律の改正を勝ち取ることが出来たのです。

全国土地家屋調査士政治連盟の会員は全国の単位会政治連盟が会員となり、全国土地家屋調査士政治連盟の活動は単位会から徴収した会費を浄財として活動を行っています。

今後 10 年、いや 100 年、一層の土地家屋調査士制度の充実・発展のため、より多くの会員の皆様に政治連盟への加入のお願いをしたい思います。

最後になりましたが、愛媛県土地家屋調査士政治連盟の顧問でありますところの、衆議員議員塩崎恭久先生（昭和 25 年 11 月 7 日生）、松山市議会議員田坂信一先生は（昭和 25 年 8 月 5 日生）は土地家屋調査士法と同じ齢、古希の同級生であります。これも何かの縁として、先生方にはお身を大切に健康で一層のご活躍を期待し、愛媛県土地家屋調査士会へのご指導ご鞭撻をお願い申し上げてご挨拶とさせて頂きます。

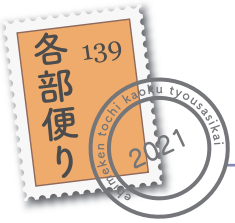

総務部便り

総務部長　河本浩志

会員の皆様におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は会務運営に当たりまして皆様のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、昨年はコロナ感染対策に始まりコロナ感染対策に追われた一年になりました。そして今年も１月現在第三波が押し寄せ全国で猛威を振るっており、未だに収束の兆しも見えず、当分の間は手探りでの対応を迫られることが予想されます。

このコロナ禍の中、愛媛県調査士会の感染対策としましては、昨年の全国に緊急事態宣言が発令された際には、一般の方々の合同会館へ立ち入りを制限し、登記相談会なども休止とし、会員の方々の対応についても急用緊急でない限り会館への来館の制限を行いたしました。また、事務局職員の時短勤務･在宅勤務の対策も行い、会議においてもＷＥＢを活用した会議を行うなど、私が役員となってから初めて経験する対応を行いました。

現在も一部の都市では緊急事態宣言が再発動され、愛媛県においては『特別警戒期間』となっており、一般の方々の会館への立ち入りの制限を行っております。

会員の方々の来館については制限を行っておりませんが、来館の際には一人一人ができることとして、マスク等を着用いただき、手洗いや手指消毒など感染予防対策を行っていただきたいと思います。尚、体調がすぐれない方・感染者と濃厚接触者の方・感染および濃厚接触者の疑いがある方の来館はお控えいただきたいと思います。

このように、今までの日常と異なる生活・会務を余儀なくされる日々が今後も続いていくことが予想されます。

会員の皆様にはご不便をお掛けすることもあるかと思いますが、愛媛会の感染予防対策にご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思います。

今は皆が互いに助け合い、少しでも早く明るい世の中になるよう力を合わせていく時です。私も微力ではありますが感染予防対策を徹底していきたいと思っています。

将来ワクチンが開発され、コロナにかからないように今年もワクチンを接種しておこうというような世の中に早くなることを切に願っています。

最後になりますが、今後も変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げますとともに、皆様にとって幸多き素晴らしい一年でありますよう心からお祈り申しあげます。

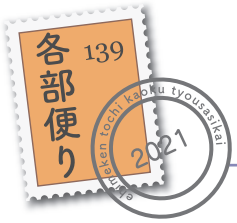

財務部便り

財務部長　中川清貴

会員のみなさま、こんにちは。
財務部長をさせていただいております、大洲支部の中川です。

本年度の当会の活動についてはコロナ過の中、会務の在り方にも大きな変化のある１年となりました。
１番の変更点としては、５月の定時総会、理事会や各部会等の会議につきましては、Zoom を活用してのオンライン会議を併用したハイブリット型の方法での開催を行い、可能な限り密に成らないよう心がけました。
しかし、オンラインでの会議につきましては、以前、スカイプで実施していた際にも協議の際のコミュニケーションが取りづらいという問題点があり、運用に苦慮しております。
また、５月の定時総会の懇親会の中止、日調連の定時総会及び四ブロの定時総会についても少人数での開催及び懇親会の中止、９月に予定していた土地家屋調査士制度７０周年記念イベントの中止、集合型の研修会の開催の自粛等、活動が制限されました。
これに伴い本年度の収支については、交通費や活動を自粛した各事業費の支出が減少し予算通りの運用ができないという状況です。
ただ、コロナ対策として、事務局へのアクリルパーテーションや消毒液、検温器等の設置、オンライン会議をスムーズに行うために中継用のパソコンの購入等、予定にない支出もありました。コロナ対策に係る費用については、次年度も検討しなければならない大きな課題となります。

次年度は、役員の改選が行われる年となり、この様な状況下で引き継ぎを行うことは大変なことと予想されます。
財務部の活動の基本は本会の活動費の管理・検討ですので、本来、活動内容が年度によって大きく変わることはほとんどありませんが、災害等不測の事態が頻発する近年、さらに会員数の減少も続くと見込まれ中で、将来を見据え、愛媛県土地家屋調査士会の運営及び事業活動をしっかり行える予算組みをしていきたいと思っておりますので、会員の皆様におかれましては、本会へのご理解とご協力をお願い致します。

日本土地家屋調査士会連合会
広報キャラクター「地識くん」

業務部便り

業務部長　竹内　匡

今年度の事業計画のうち、調査士会標設置の推進として、記念会標の制作及び配布があります。令和２年７月31日をもちまして、土地家屋調査士法（昭和25（1950）年７月31日法律第228号）が制定され70年を迎えました。そこで業務部ではこれを記念し、記念会標を制作し、会員の皆さんにお配りした次第です。また、本会理事、会報編集委員、支部長の皆様の協力を得て、愛媛県の出先機関及び20市町に記念会標をお配りしました。20市町については、できる限り首長にお渡しし、一般の方の目につきやすいところに置いてもらうようお願いをしております。

今回、記念会標を制作した目的はもう一つあります。それは、土地家屋調査士を一般の方々に広く知っていただくことです。土地家屋調査士についてはご存じない方がまだまだ多いようですが、この会標については、目にしたことがあるとよく聞きます。現在市販されている会標は、境界という文字と土地家屋調査士の徽章を刻印されたものが一般的かと思いますが、ここに「土地家屋調査士」の文字を入れれば良いのではないかと考え制作しました。会標を設置しているのは土地家屋調査士であり、筆界の専門家であることを知っていただければと思っております。

業務部では、将来起こるであろう災害に備え、また、境界紛争の未然防止のため、ネットワーク型RTKを利用した地積測量図の世界測地系化等、現地復元性の向上について色々と検討していますが、いくら技術が進歩しようとも、現地に境界標を設置するに越したことはありません。誰が見ても明らかだからです。会員の皆様におかれましても、境界標設置の更なる推進や啓発にご協力をお願いいたします。

伊方町　高門清彦町長と

（左）試作品　（中央）完成品　（右）試作品

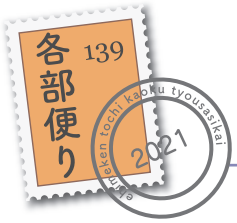

研 修 部 便 り

研修部長　石 川 武 将

月日は百代の過客にして行きかふ年もまた旅人なり

会報を書かねば・・と思ったときに、ふと脳裏をよぎった言葉である。

任期満了が近づき（原稿〆切日も直前）、言葉の響きがなんとなく自分の心境をあらわしているなぁと（Ｉかんしょう）に耽っていましたが、意味を調べてみたら、少々思いとはずれていました・・頭の中での響きだけは、あっていたのですが・・。

さて、（A）を取り直して、令和２（2020）年７月に、土地家屋調査士は制度制定（c）０周年を迎えました。

愛媛会の年に（a）度の会報で、研修部も事業実施に絡めてご報告を、と通常はなるのですが、会員の皆様は、理事会議事録・部会会議録などから情報収集していただいていると思いますので、外部向けに簡単にご報告いたします。

2020. 4　令和２年度開始（県下（d）支部も定時総会のコロナウイルス対策に苦慮）、(1)、(2)
2020. 5　本会定時総会（（B）による中継、研修部事業報告・事業計画を（C）で配信）、(3)
2020. 6　測量基礎実地研修中止（準備していただいた滝上先生、渡部先生申し訳ありません）
　　(1)、(2)、(5)
2020. 7　ＨＰをリニューアルし会員専用サイトに研修（D）（オンライン講座）を２テーマ８本掲載）
2020. 8　第１回業務研修会（（B）を用いた初のオンライン研修（W= ウェビナー）、(1)　×２回
2020.（b）愛媛会記念イベント中止、第２回業務研修会（W）、(1)、(2)、(5)
2020.10　70 周年記念シンポジウム（F）、(1)、(3)
2020.11　第３回業務研修会（W）（第１～（e）回までの講師（E）支部三宅雄二会員）、(1)、(2)、(3)
2020.12　倫理研修（懲戒処分事例紹介）（W）講師：小野勇副会長、(1)、(3)、(4)、(5)
2021. 1　第４回業務研修会（W）講師：松山支部宮本邦彦会員、(1)

＊ 2021 年（f）月以降も、ウェビナーでの研修会開催、オンライン講座の掲載を予定
＊令和３年度より、年次研修（F）主催の義務研修）を予定

私たち土地家屋調査士の業務の中には、答えのない（あるかもしれない）内容が含まれています。

いつの間にかずれていたり（G）、（Ⅱたいまん）（H）になっているかもしれない自分の業務を見つめ直し、依頼者のために最善を尽くせるように、今一度研修を受けてみませんか？自分で調べようとすることも大切で、それで事足りるかもしれませんが、研修での気付きや、再認識・再確認できる事がきっとあるはずです。自分のための有益は、自分のためだけの有益ではないはずです。そのために、与えられた研修だけではなく、希望する研修を教えて下さい。

今年度から（コロナの影響で前倒し的に）始まったウェビナー（＋オンライン飲み会）やオンラ

イン講座、従来の集合研修を含め、いろいろな形（研修）で（Ⅲようぼう）に（Ⅳこたえる）研修部であることを、次年度以降の研修部に（Ⅴきたい）し一会員に戻りたいと思います。（まだ仕事が残っているのは承知）

短い期間ではありましたが、全ての皆様に（Ⅵかんしゃ）いたします。ありがとうございました。

何となくお気付きでしょうがまだ結んでいません。ここからが本題の『問題』です。

問題１．本文中の（ ）内に当てはまる答えを、（A ～ H）には下の語句群から選択（多肢選択）してそのカタカナを、また、（a ～ f）には数字を解答欄に記入してください。

語句群（イ）気（ロ）舵（ハ）記事（ニ）Facebook（ワ）動画（カ）YouTube
（ヨ）宇和島（タ）四国中央（ウ）今治（ヒ）大洲（ノ）松山（オ）西条
（ケ）日本土地家屋調査士会連合会（フ）愛媛会（コ）四国ブロック協議会
（エ）未来（ア）計算間違い（サ）調査士主導（キ）補助者任せ・他人による業務
（ユ）意思確認不足や認識違い（メ）twitter（ミ）rizap（シ）zoom

問題２．年表の（1 ～ 5）に下記出来事（アルファベット）を入力し、年表を完成させましょう。

T　研修部会（zoom による web 会議でほとんど対応しました）
P　研修打合せ（事前打ち合わせが重要です）
O　理事会（しゃべりは苦手です）
Y　部長会（実在しています）
E　日調連主催新人研修（約 20 年ぶりに視聴）

問題３．（Ⅰ～Ⅵ）のひらがなを、送り仮名に注意して正しい漢字に直しましょう。

解答用紙

問題１	A	B	C	D	E	F	G	H
	a	b	c	d	e	f	誕生日	
							生	
問題２	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	星座		
						うお座		
問題３	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	（Ⅳ）	（Ⅴ）	（Ⅵ）	大事なもの	
							Ⅳ	
点数								

あとがき

つれづれなるままに　ひぐらし　すずりにむかひて　心にうつりゆくよしなしことを
そこはかとなくかきつくれば　あやしうこそものぐるほしけれ

先日、中２の娘の数学に続き、理科の問題が？？？であった自分を猛省し（私は文系だと言い訳しましたが)、せめて得意だった？古典ぐらいは！と意気込むも、赤字部分が出てこない単に記憶力の悪い私・・どこで研修受けようか。
問題の答え？ふっ、私の事興味ないでしょうに・・・。

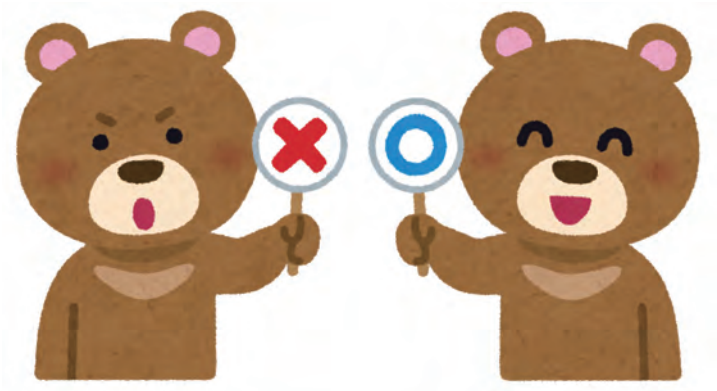

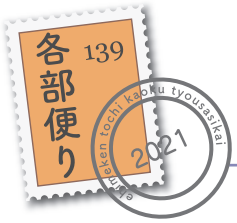

広報部便り

広報部長　栗山純造

令和２年度は土地家屋調査士制度制定７０周年を迎える記念すべき年のため、大々的に広報活動をする計画がありました。

１.ホームページリニューアル

①　調査士業務の広報から調査士の調査士会の事業広報へ

②　調査士会員とのネットワーク機能の充実

③　事務処理の効率化

を目的として取り組み、調査士の日（令和２年７月３１日）に公開しました。

２.土地家屋調査士制度制定70周年記念イベント

土地家屋調査士制度の重要性、有効性を一般市民に理解してもらい、土地家屋調査士制度の更なる発展と拡充につながる広報活動を目的とし

①　８士業合同相談会（弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・建築士・不動産鑑定士・税理士・土地家屋調査士）

②　土地家屋調査士の職業体験（測量体験・境界標設置体験等）

③　土地家屋調査士の仕事内容を紹介する劇（えひめ住みます芸人とのコラボ）

④　知名度のある著名人の公演（ものまねタレントみかんさん）

を令和２年９月５日に「エミフル MASAKI」にて開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止にしました。

３.登記制度創造プロジェクト

現在の不動産登記制度の問題点を表示登記の専門家の目線から捉え、改善策を提案し、登記制度の未来を考える。そして土地家屋調査士の職能や専門性等を広くアピールすることを目的としています。

そこで歴史的建造物である愛媛県庁舎を３Ｄレーザースキャナーによる測量を検討しました。その得られた３Ｄデータ（点群データ）やそのデータを利用して作成されるＶＲ映像を、防災・減災対策、被災後の復旧工事等への利活用や登記制度と地理空間情報を融合させるものとして期待されており、将来的には、我々、土地家屋調査士の実務においても活用されていくものと考えました。

令和２年１２月１２日、１３日に測量を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防のため延期になりました。

以上のように２つの行事は実施することが出来ず、不完全燃焼になりました。
しかしながら、各々の委員会の中でこれだけの具体的な案を練って、実行する…土地家屋調査士

の強い結束力を感じました。この発想力・行動力・発信力があれば、土地家屋調査士制度制定100周年を迎える時には、より広く社会に、より信頼される、より身近な、「土地家屋調査士」になると思います。

会員の皆様には、広報活動へのご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。この70周年が新たなスタートの年となり、30年後には「ネオ土地家屋調査士」へと進化するよう広報活動に取り組んでいきます。

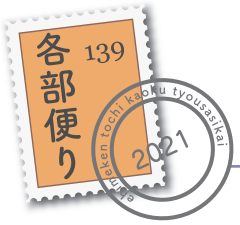

社会事業部便り

社会事業部長　藤　永　　守

会員の皆様のご健康と益々のご清栄を心よりお祈り申し上げます。そして、新型コロナウイルスにより罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染終息にご尽力されておられる皆様に心より御礼申し上げます。

日頃からの本会への会務運営にご協力頂きありがとうございます。皆様のおかげで今年も無事に新しい年を迎えることができました。

昨年度の社会事業部の活動は、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から予定していた会議や行事の規模縮小、延期、中止が相次ぎ、事業計画の進捗が大きく遅れなかなか思うように活動が出来ませんでした。

各種活動の再開時にも、次から次へと新しい新型コロナウイルス対策方法や新常識が発表され、右往左往しながらなんとか行えたと感じました。

リモート会議やリモート情報交換会等は、感染リスクもなく現状に合った方法です。しかし、日ごろ交流の少ない士業の方々や初対面の方々との交流会等には敷居が高く難しい一面を感じました。

日本土地家屋調査士会連合会からの新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止ガイドラインが出ているのをご存じでしょうか？業務を行っていく上でも、守るべきガイドラインが記載されているので、まだ確認されていな方はご確認ください。

ここには、「打合せや相談業務は、可能な限り、メール・電話・テレビ電話を利用して行うこととし、関係書類の受領等も可能な限り、事前に電話やメール等で連絡をとり、対面での手続は最小限かつ短時間とする。対面の打合せを行う場合には、２メートル（最低でも１メートル）以上の距離を置き必ずマスクを着用すること。」と明記されています。

これら各種ガイドラインを守りながら、少しずつ事業計画を進めていこうと思っています。

少し業務に関する話になります。

皆さんもご存じだと思いますが、2020 年 4 月 21 日付で土地家屋調査士会連合会から境界立会に関係する指導がありました。

１.取引先等の関係者に対して、事態の収束を目指すため、出席者の数を減らすなどの取組を説明し、理解・協力を求める。

２．複数人が集合する境界立会等は原則として行わず、業務の遅延等については依頼者の理解を求める。

３．やむを得ず、境界立会等を実施する場合は、関係者の感染防止に最大限の注意を払い、全員の理解を得て行う。

緊急事態宣言が発令されているような状況の中、指導事項を厳守しながら現地での立会は難しい状態になってきています。ここで、直接現地で立会をしないオンライン立会等がどこまで有効なのかという議論も起こり始めています。

新型コロナウイルスによる様々な社会生活の変化に敏感になりながら、敏速に対応することが求められてきました。より一層気を引き締めて活動に取り組んで参ります。

新しい年が皆様にとって幸多き素晴らしい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

センター便り 139

センター愛媛に関わる一人の会員としての振り返り

境界問題相談センター愛媛　センター長　徳　永　哲

令和２年 11 月 20 日、一般財団法人日本 ADR 協会の設立 10 周年記念シンポジウムの中で、冒頭、上川法務大臣より ADR 法施行 13 年を振り返り、ご挨拶があった。

紛争事案の多様化が進んできている中、ADR は裁判や民事調停に並ぶ紛争解決手段として発展してきているものの、利用実態は必ずしも多くはない。法務省では和解合意に対する執行力付与の検討を進めているところであり、各 ADR 機関においては、顕在化していない紛争ニーズの掘り起こしやコロナ禍の元で対面による手続きが難しい中でも可能となるようなＡＩ及びＩＴ技術の活用といった多様性のある創意工夫をお願いしたい。また、ADR 機関の継続性を考えるうえで、ビジネスとしての側面から、利用者との手続き上のギャップについて、利用者の視点から改めて見直すことをお願いしたい。

境界紛争センター愛媛は、法務大臣認証後の開設当時、全国での ADR の機運の高まりも受けながら順調に相談、調停の実績を積み重ねてきたところである。しかしながら、現在は事前の電話等問合わせや受付面談は少なからずあるものの、実際に有料相談や調停に移行する事件が減少してきている。これは、境界紛争事件に関する裁判手続きや裁判所の調停事件数も減少しているように、境界紛争自体が減少してきていると考えることもできるが、全国で調査士会 ADR が開設されたときに多く相談があったことから、当時は境界紛争における利用者の ADR への期待があったものの、現在はその期待が薄れてきていると考えることもできる。

利用者の期待が薄れてしまった理由としては、手続の利用がしづらい、他の手続に比べ費用対効果が低い、調査士会員が利用することを勧めなくなった等が考えられる。

手続の利用しづらさについては、利用者または係争地の所有者等が高齢であることも多く、申立書の作成や手続き費用の予納手続きが負担になっていることや、利用者が相続人の一人であり原則法定相続人全員の参加もしくは委任が必要であること、逆に係争地の相手方に相続が発生していた時の対応や、所有者またはその親族が遠方に居住している時に協力が得られにくいこと等が挙げられる。また、実際に相手方と紛争になっていないと申し立てが原則受け付けられないなどの現実問題との齟齬もあると考えられる。

他の手続との費用対効果については、紛争の内容によるところで単純に比較することができるものではないが、一般的に考えられる他の手続よりも実際に高額になると考えらる。最も類似する手続として裁判所調停があるが、裁判所調停の方が利用者にとり費用対効果が高い。またこれらは、調査士会員のセンター利用を躊躇わせる理由にもなっている。

土地の境界に関する紛争は、紛争性の度合いの幅が極めて大きい。例えば、勝手に自分の土地に相手方が工作物を作り不利益を受けているもの、相手方の越境物が障害となり、家の建替えに支障が出てきているもの、境界の位置は良く判らないがいつの間にか目隠しフェンスをされ疎外感がでてきているもの、放置している隣の樹木が伸び大量の枯葉がこちらに落ちてくるもの、先代通し仲が悪かったもの、

隣のテレビの音がうるさいもの、エアコンの室外機の音がうるさいもの等々。
相談者（利用者）の多くは、その係争地に居住する方が多い。毎日の生活をそこで暮らしている。その中で、紛争性が大きいかどうかは、その相談者の感受性によるところがある。第三者から客観的に見てたいした話ではないようなことが相談者にとって耐えがたいもの、逆に土地家屋調査士からみて結構な権利侵害に見えることが、相談者にとってはそう感じていないなど、紛争性の受け捉え方は多種多様である。

センター愛媛は、愛媛弁護士会との協働運営であり、法務大臣の認証を受けて事業を行っている。当然に ADR 法に則った規則を基に運営を行っている。そこには、センターの組織、申し立ての受理不受理、各種手続きの様式、実施要領、手続き費用に至る事項が事細かく規定されている。その中で、日本で一番温かい ADR 機関を目指し努力を惜しまないできた。今でもその想いを基本理念として活動している。ただ、誤解を恐れず、言葉を選ばないで申しあげると、我々のその想いは、我々の内向きの議論により出来上がり、その内向きの議論を超えないまま継承しているものであるかもしれない。現行の規則は、利用者のためのものではなく、センターを守るためのものになっていると言わざるを得ない。センター愛媛での調停は和解合意書を取り交わすことから、自由過ぎる手続は当然になじむものではない。とはいえ、多種多様の紛争当事者が多種多様の境界に関する紛争を気軽に相談できる機関とは言えない。

センター愛媛は、他の紛争手続にない多様性のある柔軟な手続を行う必要がある。数多くある紛争解決手続のなかで、利用者が利用したい紛争解決手続の一つとして、センター愛媛の特色を利用していただくことができる事案を一つずつ丁寧に拾い上げていく必要がある。

出来る限り敷居を下げることが必須であり、その具体的解消策として、受付面談申込手続時の補助及び簡素化、受付面談員の補佐人への移行化、オンラインによる申立、資料の提出、遠隔地利用者のためのオンラインによる受付面談、相談、調停の実施、各種手数料、和解合意書作成費用等の見直し、測量実施員費用の固定化、応諾交渉員制度の導入、土地家屋調査士としての専門性を ADR に活かす等が考えられるが、全て規則の大幅な改定が必要であり、これには改めて会員全員の理解と協力が必要不可欠である。ここに、一人の愛媛会会員として、改めてお願いを申し上げたい。

令和元年に改正された土地家屋調査士法は令和２年８月１日に施行され、その第１条に不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とすることが明文化された。専門家として筆界を明らかにすることは、これまで以上に筆界に関する調査への研鑽が必要であると同時に、それに伴い、境界に関する紛争にも対峙する必要が出てくる。一人の会員として改めて日々研鑽に励むことを誓う。そのうえで、いつの日かカリスマ調停員と呼ばれるような日本一温かい調停員になって生きたい。

支部だより
松山支部

松山支部便り

松山支部長　小　島　裕　介

令和二年は我々にとって初めての体験となる新型コロナウイルスに大きく影響を受けた一年となってしましました。

会員の各皆様におかれましても業務の上でも生活の上でも様々な影響を受けたのではないかと思われます。

土地家屋調査士の業務は、土地の境界の現地立会などでどうしても関係土地所有者の方と直接お会いする機会が必要となってきます。調査した書面や測量した図面、現況写真などの資料のやり取りにより状況の説明や、聞き取り調査といった方法も考えられますが、やはり情報の行き違いなどを防止するためにも原則的には現地にて直接お会いしての現地立会を行なう方法が望ましいのではないかと感じております。

その他にも依頼者との協議において直接お会いして打合せを行なうこともあると思われますので、くれぐれも感染対策に気をつけて業務を行っていただけたらと思います。

新型コロナウイルスの影響は、松山支部活動におきましても各会議の方法の工夫や例年広報活動として参加しておりましたキッズジョブへの参加を断念するなどがございました。

研修におきましては、本会でも取り入れております ZOOM による WEB 形式での研修を、松山支部でも取り入れて参りたいと考えております。

ただ、例年研修の形式でご協力をお願いしておりました街区基準点や地籍調査図根点の亡失調査につきましては、事前に松山市から位置情報の提供をいただくための協議の場を持つことも困難であったため断念させていただきました。

また、４月に開催する支部総会も昨年同様に規模を縮小しての開催も視野に入れて検討する必要があると考えております。新型コロナウイルスの状況を考慮して判断をし、場合によっては昨年の本会の総会でも活用した上記の ZOOM による配信も検討したいと思います。また開催方法などあらためてご案内をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

支部だより
西条支部

西条支部便り

西条支部長　合　田　俊　行

制度制定70周年と聞いてまだ70周年か、と思いを致しました。私が過去に係っていた小学校が創立140周年とか150周年記念行事を経験して来たからです。ただ、よく考えてみますと調査士制度制定自体、自然に出来たものではなく戦争の敗戦を越えて少しでも新しい日本・良き日本を造って行こうとした先人の功績であったのだと思い至ったのです。

今回、たまたま支部長をさせて頂いております関係で「土地家屋調査士制度制定７０周年記念境界標」を関係官庁に寄贈してきなさいとの命を受けました。まず西条市役所にお願いに行ったところ、快く承諾頂いて市長室で武田副市長様への寄贈が出来ました。

新居浜市役所には西川副支部長の働きかけにより石川勝行市長様に寄贈することが出来ました。もちろん、建設課、国土調査課等私達調査士が日頃お世話になっている各課の部長、課長様も同席して頂いています。

今回この２市への寄贈において感じたことがあります。両市とも土地家屋調査士に寄せる大きな期待が有る事です、これは用地測量、国土調査や色々な土地に関する問題に対して調査士会本会、公嘱協会だけでなく個々の調査士が真摯に向き合って来たからではないかと感じたことです。私達の仕事は社会的・公共的な性格が強く含まれた仕事である事を念頭において日々の業務に取り組まなければならないと再確認を致しました。

新居浜市　石川勝行市長と

支部だより
四国中央支部

四国中央支部便り

四国中央支部長　大　西　洋　輝

皆様、お世話になっております。四国中央支部長の大西洋輝です。

記念すべき調査士制度70周年記念号ということで、先人の皆々様の偉大なるご奮闘とご苦労に心から敬意を表します。

しかし、新型コロナウィルスの世界的な感染拡大という未曽有の事態により、悪い意味で記念すべき年となってしまい、やむを得ないことなのですがイベント等は軒並み中止になってしまいました。

四国中央支部でも例年行っていたほとんどの事業・行事を中止せざるを得ないこととなりました。ざっくり申し上げても4月の支部総会は規模を縮小、法務局との登記事務打ち合わせ会、恒例の支部研修旅行も中止、司法書士会四国中央支部と合同で行っていた登記相談会・忘年会・新年会も全て中止と、去年の四国中央支部便りに記載したような事業はことごとく中止・延期となり、こうも想定外のことが起こるものなのかと頭を抱えております。

1月21日現在、感染は収まるどころかさらに拡大しており、四国中央市でも感染者が確認され、クラスターも発生しました。もうすぐ支部長の任期を終えるところですが、次期四国中央支部執行部の活動にもコロナウィルスが大きく影響を及ぼしそうです。しかし、それより何より会員の皆様を始めとした健康の方が大事ですので、皆様、くれぐれも体調に気を付けてお過ごしください。

支部だより
今治支部

今治支部便り

今治支部長　**矢内原　元**

会員の皆様には大変お世話になりました。本年もよろしくお願いいたします。

さて、昨年、今年と世界各地で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の見通しが立っておらず、人々の生命を脅かし、経済活動にも深刻な影響が生じています。今治支部の活動におきましても、新型コロナウイルスの影響により研修会、レクリエーション等は中止となり、支部総会と織田が浜のボランティア清掃だけとなりました。

会員の皆様におかれましても、何かと不便を感じながらの業務とおもいますが、身体に気を付けて作業を行ってください。

今年中には、新型コロナウイルス感染症がおさまり、生活も経済も平素のように戻りますよう又、会員の皆様の健康を願い今治支部便りとさせていただきます。

清掃ボランティア

支部だより
大洲支部

大洲支部便り

大洲支部長　浜　田　佳　紀

皆様いかがお過ごしでしょうか。大洲支部長の浜田佳紀です。

大洲支部周辺は西大洲豪雨後の復旧のため、現在も公共工事が多く行われており、そのためか、毎日道路では複数のダンプカーを目にしております。

・支部合同研修について

令和２年 11 月 19 日、宇和島支部、大洲支部合同で研修会を行いました。

初めて特定の会場を設けず、zoom を利用した研修で、各会員は自宅からの参加という形をとりました。

通信テストも行い、万全の態勢で臨んだのですが、講師を務める私のパソコンがうまく接続しない事態を引き起こしてしまい、慌てて私はスマートフォンを代用しようとしたもののそれもうまくいかず、やむを得ず、近隣の会員の事務所に駆け込み、その会員のパソコンを使わせて頂き、どうにか研修を続行できたのでした。

テーマは「調査士と成年後見制度」についてです。

私の十八番です。現在までの成年後見人の経験人数約 90 人で、現状約 60 人の方の成年後見人等を務めさせて頂いております。

制度について軽く説明をし、調査士と特に関わってくる分野――「境界立ち合いの際に成年後見制度等をどのように利用するのか？」という部分について解説をしました。

説明だけでは制度そのものの理解は難しかったかとは思いますが、

「土地の地権者が認知症、精神障害等で動けないという状況があり、地権者本人が適切な判断が下せない場合は成年後見制度」

「地権者死亡済みで相続人がいない場合は相続財産管理人制度」

「地権者が行方不明で連絡不能の場合は不在者財産管理人制度」が使える可能性を検討することができる、ということを知ってもらえたなら、成功したのではないかと思います。

・会標贈呈

令和２年 12 月に、制定 70 周年を迎えた土地家屋調査士制度を記念して、愛媛県土地家屋調査士会が作成した会標を西予市、八幡浜市、大洲市、内子町、伊方町の各市町村役場と各地にある県土木事務所に贈呈させて頂きました。

各地の職員様は、温かい対応と歓迎をして頂き、各市町長様や所長様とも会談の場を設けて頂き、無事に贈呈は完了いたしました。

贈呈においては、各市町村の会員にも段取りや橋渡しのご協力を頂き、八幡浜市は市を挙げて歓迎して頂いたため、なんと本会の山本会長にも足を運んで頂くなど、多方面にご協力を頂きました。本当にありがとうございました。

昨年はコロナ禍で仕事のやり方などがかなり見直しを必要とするなど、考えさせられることが多い一年でした。

忘年会もやむを得ず、中止とさせて頂きました。

本年もまだ影響は大きく出てくると思われますが、その場の変化に対応していきつつ、前を向いて頑張っていきたいと思っています。

支部だより
宇和島支部

宇和島支部便り

宇和島支部長　渡　邉　幸　治

土地家屋調査士法制定70周年（昭和25年7月31日）を2020年に迎えました。

誠におめでとうございます。

昨年は愛媛県土地家屋調査士会が中心となり色々企画を愛媛県下で行う計画がされ、宇和島支部も一致協力して盛り上げる予定ではございましたがコロナ禍により延期又は中止とされました。

支部活動は大洲支部とのリモート研修を行い、濱田大洲支部長が講師を引き受けていただき滞りなく無事開催されました。

これといって支部活動も出来ず書くこともないので今年５０歳となる我身を顧みたことをすこしだけ書きます。

測量会社で働き始めた３０年前、トータルステーションにはメモリー機能は無く、手書きで観測手簿を作成し、文字の汚い私は書き間違いや読めない文字で怒られること多々。

法務局への申請書はＢ４サイズの縦書きであり、バインダーに納められた登記簿を閲覧し、要約書も当時ありませんでした。閲覧で書き間違いがないようチェックが大変でした。

今は様変わりしました。コンピュータ化され便利にはなりましたがコンピュータへの多少の知識がないと上手く仕事が出来なくなりました。

昔の意識や知識だけでは変化についていけなくなりました。変化に対応する努力が必要になりました。周りを見渡すと士業も殿様商売ではなくなってきています。（すでにとっくの昔からそうなのかもしれません。）

これからは周りの変化を楽しみながら自分も変化し対応できるようにしていきます。

調査士として開業１７年目、諸先輩方・仲間・身内に沢山助けられました。有難うございます。これからもどうぞ宜しくお願い致します。

今年で支部長の任期が終わりますが、土地家屋調査士制度が永く続くように一会員として微力ながら支えていけるように努力いたします。

会員コーナー
Voice

70周年記念ホームページリニューアルについて

松山支部　**原　田　健太郎**

土地家屋調査士制度制定70周年の節目に、愛媛県土地家屋調査士会ホームページを刷新するため、ホームページリニューアル委員会が組成されました。委員会は、小野勇副会長を委員長とし、栗山純造広報部長、石川武将理事、西条支部平塚信二会員、宇和島支部兵頭栄次会員、副委員長の私の合計6名で構成されております。委員会の際は委員の他、東事務長及びホームページ作成にご協力を頂いているLAB-ARTの星野様にもご同席頂き、ご意見を頂戴しております。

委員会は昨年3月に令和元年度第1回を開催し、4月の令和2年度第1回以降、これまで概ね月一回のペースでZoomにて開催してきました。委員会では、これまで以上に使いやすいホームページにするという小野委員長の熱い思いの元、コンテンツ、レイアウト及び配色まで、皆のアイデアを出し合い作り込みしてきました。ホームページをご覧になり、前より使い勝手が良くなったと感じる方も多いのではないでしょうか。また、調査士会でFacebookとTwitterのアカウントを取得し、一般向けサイトにバナーを設置しました。これらのソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)は、テレビ等のメディアで災害時の安否確認等にも資すると報道されております。また広報ツールとしても有効であるため、アカウントを取得済の方、また今後取得を予定されている方には是非お気に入り登録して頂き、調査士会及び調査士の広報にも一役買って頂ければ幸いです。

一方、会員サイトの充実も図りました。会則・規則・書式集、会議録、業務マニュアル等の視認性を高め、より迅速かつ的確に情報に触れられるよう努めました。また、オンライン研修の動画も視聴出来るようになりましたので、サイトを活用し日常業務や自己研鑽に生かして頂けると思います。

加えて、スマートフォン向けサイトも開設しましたので、一般及び会員の皆様が出先からホームページにアクセスする際の利便性が向上したと思います。

今後も皆様が積極的に利用、活用したいと思えるようなホームページ及びコンテンツ作りを目指していきますので、ご意見、ご要望等ございましたら、委員、事務局までご連絡頂ければと思います。本年も宜しくお願い申し上げます。

会員事務所訪問

鶴田貴大会員事務所訪問　編集委員　井上　稔

調査士になろうとしたきっかけ

☞測量がしたかったからです。

調査士になってよかった点、悪かった点

☞測量ができることです。（よかった点）
内業が意外と多いことです。（悪かった点）

趣　　味

☞平板測量です。

長　　所

☞測量が好きなところです。

短　　所

☞内業が嫌いなところです。

今、一番したいと思うこと

☞ GPS 測量です。

これからの目標

☞伊能忠敬に近づくことです。

会員事務所訪問

福井　享会員事務所訪問　編集員　栗山純造

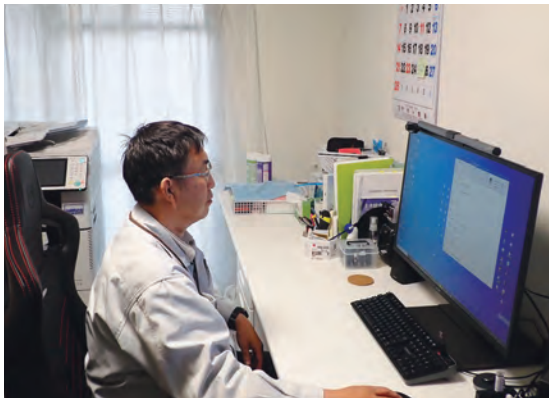

調査士になろうとしたきっかけ

☞不動産に興味があったため

調査士になってよかった点、悪かった点

☞良かった点：自分で時間を作って自分のペースで仕事が出来ること
悪かった点：現地調査に入るとき隣地の方に不審者と間違われることがある

趣　　味

☞船釣り（エサ、ルアー共）、音楽鑑賞

長　　所

☞手先が器用なところ
（機械の分解や整備が得意）

短　　所

☞せっかち、焦りやすい点が
あるので今後の業務で注意したい

今、一番したいと思うこと

☞マイボートに乗って釣り仲間と釣ったことのない魚を釣ること

これからの目標

☞一回り大きな新艇を購入して釣り仲間と新しい釣りポイントを開拓したい

会員事務所訪問

土屋泰範会員事務所訪問　編集員　栗山純造

調査士になろうとしたきっかけ

☞経験を生かして一人でもできる仕事を探していたところ
調査士に興味を持ちました。

調査士になってよかった点、悪かった点

☞良かった点は自らスケジュール管理・調整ができる。
悪かった点は全て自分に跳ね返ってくること。

趣　　味

☞フットサル、ゴルフ（初心者）

長　　所

☞慎重

短　　所

☞小心者

今、一番したいと思うこと

☞旅行

これからの目標

☞早く自信を持って仕事をこなせるようになりたい。

会員事務所訪問

伊藤　聡会員事務所訪問　編集員　神野峰好

今回は西条支部伊藤聡会員の事務所を訪問しました。
オリジナルで作成された桐マークの刺繍入りジャケットが印象的で、業務に対する高い志が伝わります。

調査士になろうとしたきっかけ

☞地元の土地や建物に関心があったので

調査士になってよかった点、悪かった点

☞良かった点は「ありがとう」と感謝の気持ちをいただいたこと
悪かった点は特にないです…

趣　　味

☞友人と楽しいお酒を飲むこと。あと野球です

長　　所

☞素直で前向きです

短　　所

☞顔に出ます

今、一番したいと思うこと

☞早くコロナが収まって、みんなの笑い声が聞きたい。

これからの目標

☞３年後、５年後の具体的な目標はあるけれど
大きな目標は、家族を大事にしたいです。

会員事務所訪問

大尾倫広会員事務所訪問　編集員　蝶野公治

大尾倫広会員は、四国中央支部で久しぶりの新入会員です。今後の活躍に期待をしております。

調査士になろうとしたきっかけ

☞自分自身調査士の仕事に興味を持ったため
登記をすることに一種の憧れのようなものを抱いたため
業務拡大のため

調査士になってよかった点、悪かった点

☞良かった点：宅建業を営むにあたり注意しなければならない点など知識や視野を幅広く持つことが出来た
幅広く業務を行うことが出来るようになり、全体の売り上げが伸びた
悪かった点：基本的にはありませんが、他の業務に充てる時間の確保が難しくなった

趣　　味

☞旅行・ショッピング　（最近はコロナ禍でどちらも行けていません）

長　　所

☞気が長いところ

短　　所

☞気が長過ぎて若干危機感に乏しいところ

今、一番したいと思うこと

☞調査士になり大量の参考書などがあるので、まとまった時間に読み漁りたい
海外旅行へ行きたい

これからの目標

☞調査士としてはまだまだ未熟なので諸先輩方のようになれるように日々研鑽を積んでいきたい

愛媛県土地家屋調査士会の変遷

年　計　報　告

（単位：件）

年　　度	一　般	公　共	総　計	会員数	一人当り
昭和61年度	24,855	600	25,455	244	104
昭和62年度	25,188	641	25,829	251	103
昭和63年度	25,311	1,570	26,881	247	109
平成元年度	24,783	1,799	26,582	249	107
平成2年度	24,380	1,458	25,838	252	103
平成3年度	23,246	1,702	24,948	256	97
平成4年度	22,943	852	23,795	267	89
平成5年度	22,964	3,276	26,240	273	96
平成6年度	24,328	2,338	26,666	274	97
平成7年度	24,278	1,384	25,662	282	91
平成8年度	24,369	1,331	25,700	277	93
平成9年度	24,476	1,441	25,917	294	88
平成10年度	22,592	1,683	24,275	292	83
平成11年度	21,523	1,874	23,397	292	80
平成12年度	22,072	2,127	24,199	294	82
平成13年度	20,976	1,453	22,429	301	75
平成14年度	19,844	1,788	21,632	301	72
平成15年度	20,366	1,299	21,665	305	71
平成16年度	19,198	1,330	20,528	312	66
平成17年度	19,686	1,264	20,950	297	71
平成18年度	18,829	1,074	19,903	287	69
平成19年度	18,388	881	19,269	300	64
平成20年度	17,314	993	18,307	300	61
平成21年度	14,754	955	15,709	303	52
平成22年度	13,630	1,154	14,784	300	49
平成23年度	13,951	907	14,858	293	51
平成24年度	13,871	735	14,606	289	51
平成25年度	14,367	924	15,291	282	54
平成26年度	14,725	1,103	15,828	285	56
平成27年度	13,832	960	14,792	279	53
平成28年度	14,384	1,097	15,481	282	55
平成29年度	14,061	880	14,941	277	54
平成30年度	14,107	838	14,945	273	55
平成31・令和元年度	14,879	959	15,838	268	59

愛媛県土地家屋調査士会の変遷

年	次	会長名	年月日	会の変遷
1950	25	尾崎久松	25.9.24	設立総会　松山市堀の内城東中学校 設立当初の名称　愛媛県土地家屋調査士会 事務所　松山市出渕町2丁目24番地
1951	26			
1952	27			
1953	28	田村徳定	28.1.24	事務所を「松山市勝山町151番地の1」に移転
1954	29			
1955	30			
1956	31	宇都宮一雄	31.7.15	会の名称を「松山土地家屋調査士会」に変更
1957	32			
1958	33			
1959	34		34.6.6	事務所を「松山市出渕町1丁目3番地」に移転
1960	35		35.6.10	事務所を「松山市新玉町1丁目61番地」に移転
1961	36			
1962	37			
1963	38			
1964	39		39.6.11	町名変更により、事務所「松山市三番町6丁目8番地1」
1965	40	田城　診		
1966	41		41.2.9	会の名称を「愛媛県土地家屋調査士会」に変更
1967	42		42.12.15	法人登記
1968	43		43.9.30	愛媛県司法書士・土地家屋調査士会館敷地取得
1969	44			
1970	45		45.4.5 45.5.10 45.	愛媛県司法書士会・土地家屋調査士会館竣工 事務所を「松山市南堀端町3番地2」に変更 20周年記念写真入り会員名簿作成
1971	46			
1972	47			
1973	48			
1974	49			
1975	50			
1976	51	藤内　稔		
1977	52			
1978	53			
1979	54			
1980	55		55.11	30周年記念写真入り会員名簿作成
1981	56	髙橋　寛	56年度	「松山市高浜地区」地図混乱地域基準点設置作業実施
1982	57			
1983	58		58.10	連合会自家共済に加入
1984	59	池川利行		
1985	60	藤本徳夫		
1986	61		61.1.24	(社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会設立
1987	62	池川利行	62年度	「松山市鷹ノ子地区」において法第17条地図作製作業実施
1988	63			

愛媛県土地家屋調査士会
愛媛県司法書士会　会館、事務所

年	次	会長名	年月日	会の変遷
1989	元	池川利行		
1990	2		2年度	40周年記念事業各支部において実施
1991	3			
1992	4			
1993	5		5年度	「松山市井門地区」において法第17条地図作製作業実施
1994	6		6年度 6.11.11	「松山市井門町地区」において法第17条地図作製作業実施 境界標設置全国キャンペーン実施
1995	7			
1996	8		8年度	「松山市北吉田地区」において法第17条地図作製作業実施
1997	9		9年度	「松山市南吉田地区」において法第17条地図作製作業実施
1998	10	藤本徳夫		
1999	11		11.1.30	愛媛県司法書士会･土地家屋調査士会合同会館竣工　新事務所「松山市南江戸1丁目4番14号」
2000	12		12.3～4 12.4.14	伊能ウォークへの参画 地図シンポジュウムinしまなみの実施
2001	13		13.9.20	第16回日調連親睦ゴルフ愛媛大会実施
2002	14			
2003	15	宮内大介	16年度 16.6.4 16.8.21～8.25 17年度 18年度 18.3.3 18.8.8 18.9.25 19.1.24	「松山市高浜･新浜町地区」において法第17条地図作製作業実施 「地域活性化と地元ＧＩＳ」シンポジウム実施 アメリカ伊能大図里帰りフロア展実施 「松山市道後地区」において法第14条地図作製作業実施 「松山市御幸1丁目地区」において法第14条地図作製作業実施 「地図」過去･現在･未来シンポジウム実施 愛媛弁護士会との境界問題相談センター愛媛の協働運営に関する協定書調印 境界問題相談センター愛媛オープン 境界問題相談センター愛媛が土地家屋調査士法第3条第1項第7号の団体の指定を受ける
2004	16			
2005	17			
2006	18			
2007	19		19.6.6 20年度 20.1.25	愛媛県土地家屋調査士会が土地家屋調査士法第3条第1項第7号の団体の指定を受ける 愛媛大学にて不動産登記法講義開始 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定に基づく民間紛争解決手続の業務について、法務大臣より認証される
2008	20	岡田潤一郎	20.3.8 21年度 21.8 22.1.19 22年度	ＡＤＲフォーラム2008実施 「松山市高岡地区」において法第14条地図作製作業実施 「地積測量図in愛媛」の発刊 愛媛大学法文学部総合政策学科講義開始 河原学園主催「お仕事フェスタ」協賛開始
2009	21			
2010	22			
2011	23	末光健二		
2012	24		25.2	県下19市町と災害時における家屋被害認定調査に関する協定の締結
2013	25	松本義男	25.5.13 26.3.9 26年度 26.9.19	愛媛和解支援センターとの協定の締結 松山市と災害時における家屋被害認定調査に関する協定の締結 司法修習生実務修習開始 宇和島市海抜表示板贈呈
2014	26			
2015	27			
2016	28			
2017	29	山本明宏	29年度	高等学校課外授業開始
2018	30		30.7.9 30.7～12 30.7.21	平成30年7月豪雨災害対策本部を設置 宇和島市家屋被害認定調査への協力（調査件数：169件） 地籍問題研究会第22回定例研究会（愛媛県松山市）開催
2019	R元		1.12.10	愛媛県内での災害発生に際しての各士業団体相互間における協力に関する覚書の締結
2020	2		2.7 2.7.10	70周年記念会標の作成 松山市の空き家対策推進に向けた連携と協働に関する協定の締結

編集後記

kaiho EHIME vol.136

今回の会報えひめは、例年の新年号ではなく、土地家屋調査士制度制定70周年記念の特別号を発行するとして、委員会が立ち上がりました。様々な外部広報や70周年記念イベントの取材を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの蔓延により外部活動はほぼ中止又は無期限の延期となり、当初思い描いていた会報誌が出来なかったことを大変無念に思い、委員長としての力不足も感じております。

お忙しい中寄稿していただきました皆様、編集作業に携わられた編集委員の方々、事務局職員の皆様に心より感謝いたします。

益田　貴之

昨年はコロナ禍で終わった一年でした。土地家屋調査士制度制定70周年記念の事業を、一年前から計画していたエミフルで行う予定にしていたイベントも中止、登記創造プロジェクトも延期になり、達成できた事業が、ホームページのリニューアルと業務部の７０周年記念境界標の作成でした。いろいろ状況が変わり編集委員の方々、事務局の方々困惑したと思いますが、大変お世話になりありがとうございました。心より感謝いたします。

井上　　稔

昨年度の会報編集後に来年度は70周年記念会報誌になるので時間をかけて制作していこうと考えていましたが、このコロナ禍で全てのイベントが中止か延期になり記事のネタがなくなってしまいました。来年度こそは記念誌になるように心から願うばかりです。編集委員、関係者の皆様に感謝、感謝でございます。

栗山　純造

去年に引き続き会報編集に携わらせていただきました。今年は70周年記念号ということで、数々のイベント取材をする予定でしたが、新型コロナウィルスの影響により軒並み延期になってしまい大変残念な結果となってしまいました。

このような中でも、原稿をいただいた皆様また、会報発行に関わっていただいたすべての皆様に感謝申し上げます。

松本　太郎

例年行われている行事がコロナウイルスのため中止となり、取材する行事が少なくなりました。そのため、原稿の内容に頭を悩ませましたが、何とか原稿が完成し、会報誌が発行となり、安堵しております。編集委員、関係者の皆様のご協力により発行できましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

蝶野　公治

昨年に引き続き会報編集に関わることができましたが、コロナ禍のなかで計画どおりに事業が進まないなかで会報が発行できたことに感謝します。私自身、会報編集委員とし良い経験になりました。ありとうございました。

山本　真二

今現在も猛威を振るっているコロナウイルスにより例年行われている多くの行事が中止となり、思うような記事が作成できなかった事は残念でなりません。しかし、コロナ禍でなければ使用することが無かったであろうオンライン会議に参加する事ができた事は良い経験となりました。

会報の発行にあたり、ご協力くださいました全ての皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

神野　峰好

AND THEN THERE WAS ONE 2021

お問い合わせ先

Trimble AUTHORIZED DISTRIBUTOR

株式会社 TSC

〒761-0312
香川県高松市東山崎町73-10
TEL：087-847-6448　FAX：087-847-6708
http://tsc-tp.com/

Trimble

株式会社ニコン・トリンブル

www.nikon-trimble.co.jp

掲載の会社名、ロゴ、製品名、その他の固有名詞は、各社の商標または登録商標です。

【好評図書のご案内】

直近の相続法改正はもちろん、
明治から現在までの各時代の相続法を153事例で詳説！

事例でわかる 過去から現在の相続に関する法律と実務

明治、大正、昭和、平成、令和
旧民法施行前・旧民法・応急措置法・新民法・改正民法等

末光祐一 著　2020年9月刊 A5判 460頁 本体4,700円＋税

- 明治、大正、昭和、平成、令和に至る、過去から現在の約130年以上にわたる各時代の親族や相続に関する規律について解説。時代ごとの原則と特例、注意すべき事柄などがわかる。
- 相続の放棄、特別受益、寄与分、遺留分、相続分の譲渡、相続人不存在などの事例も収録。
- 相続法改正に関し、配偶者短期居住権・配偶者居住権、相続分の指定、遺産分割前の預貯金の払い戻し、配偶者のための持戻し免除の意思表示の推定、遺留分侵害額請求、相続人以外の者の特別の寄与に関する事例も収録。

日本加除出版　〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号　www.kajo.co.jp
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061（営業部）　ツイッターID：@nihonkajo

表 好評発売中！土地家屋調査士システム"表（しるす）"V11

"表"のQR書面申請は簡単操作！

QRコード付書面申請に対応しております。
申請方式（QR書面、書面、オンライン）はワンタッチで自動切替。QR書面申請では申請書作成後ボタンひとつでQRコード取得から申請書印刷まで一括で処理します。

"表"で調査士報告方式オンライン申請！

令和元年11月より運用開始された調査士報告方式オンライン申請を利用することができます。オンライン添付PDFへのXML署名機能も装備しています。

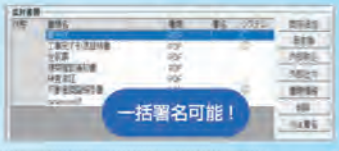

登記情報読取機能を一新！

地番検索サービスなど新たな指定方法の追加、取得スピードの向上、登記情報出力機能の強化等、"表"の登記情報読取機能がますます便利になりました。

法律とコンピューター
株式会社リーガル®
http://www.legal.co.jp/

本社	〒791-2112	愛媛県伊予郡砥部町重光248-3	TEL 089-957-0494
東京営業所	〒160-0003	東京都新宿区四谷本塩町4-40 光丘四谷ビル5F	TEL 03-5360-1755
名古屋営業所	〒450-0002	名古屋市中村区名駅2-45-14 東進名駅ビル4F	TEL 052-856-2090
大阪営業所	〒540-0023	大阪市中央区北新町1-1 千倉ビル201	TEL 06-6940-3440
福岡営業所	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル6F	TEL 092-432-9078

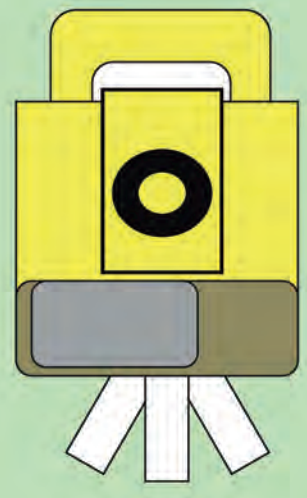

測量機器総合保険
（動産総合保険）のご案内

保険期間：２０２０年４月１日午後４時から１年間
（中途加入可能です。毎月２０日締切の翌月１日開始となります。）

この機会に是非ご検討ください！

お支払い例①

測量中誤って測量機器を倒し壊れた

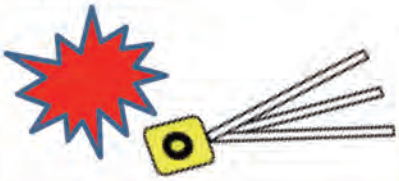

お支払い例②

保管中の測量機器が火災にあい焼失した。

お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に保管中に盗難にあった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社　桐栄サービス　TEL.03(5282)5166**
〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町１－２－10　土地家屋調査士会館６階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社　TEL.03(3259)6692**
〒101-8011　東京都千代田区神田駿河台 3-11-1　広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B19-102571 使用期限:2021年 4 月 1 日

土地家屋調査士 通信教育

改正法に完全対応!!

新 最短合格講座

毎月1日開講！入学随時！

基礎力総合編／受講期間6カ月

選べる2タイプ
DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『（択一）合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

レクチャー 内堀 博夫
本学院専任講師

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関しての調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用教材

学習補助教材	最新版 土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一式学習用教材	テキスト 合格ノート Ⅰ 不動産登記法編〈総論、表題部所有者、土地〉	1冊
	テキスト 合格ノート Ⅱ 不動産登記法編〈建物、区分建物、申請書様式〉	1冊
	テキスト 合格ノート Ⅲ 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノート Ⅳ 土地家屋調査士法編	1冊
書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算＆図面作成〈第六版〉 および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート Ⅰ 土地 ／ 答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート Ⅱ 建物 ／ 答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート Ⅲ 区分建物 ／ 答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅠ（民法、土地家屋調査士、総論）〈第七版〉	1冊
	新版 択一過去問マスターⅡ（土地、建物、区分建物）〈第七版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ（土地）〈第三版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ（建物、区分建物）〈第三版〉	1冊
提出課題	問題編（択一式:5回/書式:3回の合計8回分を収録）書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編（各回別冊）	8冊
実力確認テスト	本試験形式（問題編・解説編）	各1冊
解説講義	DVD または ダウンロード（WMV）ファイル（約2時間30分／1巻）	全31巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらチャン」（直角二等辺三角形（2枚））	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、特別減免学費でお申込みできます。

学費（10%税込）

土地家屋調査士 新・最短合格講座

基礎力総合編 ／ DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力総合編 ／ WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 182,600円
- 特別減免学費 145,200円

高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL
東京法経学院
★TEL. 03 (6228) 1453
★FAX. 03 (3266) 8018
★HP. https://www.thg.co.jp
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階

通信教育 メディア通信

資料請求

FUKUI COMPUTER

福井コンピュータは“i-Construction”に対応したソフトウェアをご提供することで建設業界を全面的に支援していきます。

登記業務の効率化を支援！

最新のデジタル環境で登記業務を効率化!

測量CAD、基準点・用地測量から
3次元計測、登記図面作成までをトータルでサポート!
登記情報の活用や地積測量図等の図面作成を効率的に!

測量CAD システム

革新の64bitアプリケーション

TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】

●各階平面図作成

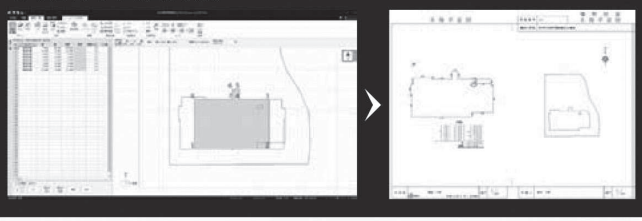

●地積測量図作成

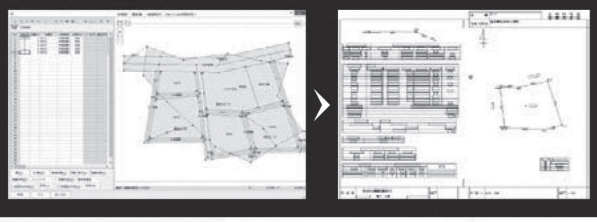

福井コンピュータソリューションで、登記業務をさらに効率化。

連携可

TREND-FIELD

現場端末システム【トレンドフィールド】

現況観測や調査・立会の図面持出に活用!

TREND-ONEとのデータ連携で素早く成果・資料作成。境界観測・図面表示・敷地調査など、多目的に活用できる現場端末システム。

連携可

TREND-POINT

3D点群処理システム【トレンドポイント】

3次元測量データを素早く編集・活用!

ドローン等で計測した点群データを、高速に取込んで編集可能な3D点群処理システム。TREND-ONEとの連携で「重ね図」にも活用可能。

連携可

TREND REX

土地家屋調査士業務支援システム【トレンドレックス】

生産性を飛躍させる調査士専用システム!

地図ベースの視認性の高い事件データ管理、表示登記に係る文書作成、オンライン申請、報酬額計算機能、表示登記以外の業務支援。

福井コンピュータ株式会社　本社／〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄 5-6

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・さいたま・千葉・東京・川崎・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・別府・宮崎・鹿児島・那覇

●製品の詳しい情報・カタログ請求は
福井コンピュータ 検索
https://const.fukuicompu.co.jp

●お電話でのお問い合わせ・ご相談は
福井コンピュータグループ総合案内
ナビダイヤル 0570-039-291

境界問題相談センター愛媛

境界110番

愛媛県土地家屋調査士会
愛媛弁護士会

境界のトラブル ご相談ください。

解決のお手伝いをします

トラブル …でもその前に

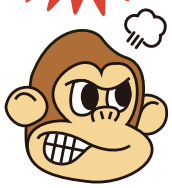

隣家との境界トラブルは、その多くが境界標の不整備によるものです。せっかく今までお隣りさんと仲良しの関係だったものが、いったんトラブルになると孫子の代まで憎しみ合うことにもなりかねません。そうならない前に、土地家屋調査士に依頼して、境界標をしっかり整備することをおすすめします。

トラブル …万一起きてしまったら

遠慮なく「境界問題相談センター愛媛」にご相談下さい。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

愛媛県土地家屋調査士会（境界問題相談センター愛媛）は、平成20年1月25日 法務大臣から認証されました。

かいけつサポート（認証紛争解決サービス）とは？

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。
そのため、安心して「かいけつサポート」をご利用いただくことができます。

境界問題相談センター愛媛

境界トラブルでお困りの方、まずはお電話ください。

0120-24-1103

携帯からは **TEL 089-943-6785**

◎受 付／月～金　9:00～16:00
（ただし、祝祭日・12月29日～1月3日および調査士会で定める日は除く）

予約制　電話での相談はお受けしておりません。
予約なしでお越しいただいても、
相談をお受けできない場合がございます。

JR松山駅から徒歩10分。駐車場あり。

境界問題相談センター愛媛
〒790-0062　松山市南江戸1丁目4番14号
愛媛県土地家屋調査士会内　TEL089-943-6785
http://www.kyokai110.jp

協働　愛媛県土地家屋調査士会
愛媛弁護士会

会報えひめ　No.139

発行日　令和３年３月１日
発行人　山　本　明　宏
発行所　愛媛県土地家屋調査士会
松山市南江戸一丁目 4-14
TEL（089）943-6769
FAX（089）943-6779
印刷所　クボタ印刷株式会社
松山市福音寺町 579-6
TEL（089）998-7771